

介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表
(令和8年6月施行版)

- 1 訪問型サービス(独自):(A2)
- 2 通所型サービス(独自):(A6)
- 3 ケアマネジメント(AF)

※色分けルール

変更(改定)	新設	廃止
--------	----	----

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 月額単価・日割単価	(1週に1回程度)1月で5回以上の場合	1,176 単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ		(1週に2回程度)1月で9回以上の場合	2,349 単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ		(1週に2回を超える程度)1月で13回以上の場合	3,727 単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ロ 1回当たり単価	(1週に1回程度)1月の中で全部で4回まで	287単位	287	1回につき	
A2	1411	訪問型短時間サービス		(1週に2回程度)1月の中で全部で8回まで	287単位			
A2	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11		(1週に2回を超える程度)1月の中で全部で12回まで	287単位			
A2	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12	短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163			
A2	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13	イ 月額単価・日割単価	(1週に1回程度)1月で5回以上の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算14		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算15		(1週に2回程度)1月で9回以上の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算16		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算17		(1週に2回を超える程度)1月で13回以上の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算18	日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算19	ロ 1回当たり単価	(1週に1回程度)1月の中で全部で4回まで	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算20		(1週に2回程度)1月の中で全部で8回まで	3単位減算			
A2	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		(1週に2回を超える程度)1月の中で全部で12回まで	3単位減算			
A2	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22	短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2			
A2	D211	訪問型業務継続計画未策定減算11	イ 月額単価・日割単価	(1週に1回程度)1月で5回以上の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D212	訪問型業務継続計画未策定減算12		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D213	訪問型業務継続計画未策定減算13		(1週に2回程度)1月で9回以上の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D214	訪問型業務継続計画未策定減算14		日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D215	訪問型業務継続計画未策定減算15		(1週に2回を超える程度)1月で13回以上の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D216	訪問型業務継続計画未策定減算16	日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D217	訪問型業務継続計画未策定減算17	ロ 1回当たり単価	(1週に1回程度)1月の中で全部で4回まで	3単位減算	-3	1回につき	
A2	D218	訪問型業務継続計画未策定減算18		(1週に2回程度)1月の中で全部で8回まで	3単位減算			
A2	D219	訪問型業務継続計画未策定減算19		(1週に2回を超える程度)1月の中で全部で12回まで	3単位減算			
A2	D220	訪問型業務継続計画未策定減算20	短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2			
A2	6001	訪問型同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等によるサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	生活機能向上加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)Ⅰ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)Ⅱ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)Ⅰ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)Ⅰ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)Ⅱ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)Ⅱ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目		イ	ロ				
A6	1111	通所型サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型サービス1日割		1,798 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59	1日につき	
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型サービス2日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	119	1日につき		
A6	1113	通所型サービス1回数		※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき		
A6	1123	通所型サービス2回数	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援2	447	1回につき		
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11		※1月の中で全部で8回まで	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合 ÷ 30.4日	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22	事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき		
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援1	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21	業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	8110	中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A6	8111	中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A6	8112	中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A6	6105	同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	1月につき	
A6	6207	同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1回につき	
A6	6116	栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	1回につき	
A6	5003	栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	1回につき	
A6	5004	口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	1回につき	
A6	5011	口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	1回につき	
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	1回につき	
A6	6011	サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1回につき
A6	6012	サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	1回につき	
A6	6107	サービス提供体制加算Ⅰ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	1回につき
A6	6108	サービス提供体制加算Ⅱ		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	1回につき	
A6	6103	サービス提供体制加算Ⅲ	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	1回につき	
A6	6104	サービス提供体制加算Ⅲ		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	1回につき	
A6	4001	生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	1回につき	
A6	4002	生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	1回につき	
A6	6200	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	1回につき	
A6	6311	科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1回につき	
A6	6100	介護職員処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		
A6	6183	介護職員処遇改善加算Ⅰ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	介護職員処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	介護職員処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	介護職員処遇改善加算Ⅰ		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	介護職員処遇改善加算Ⅰ			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	介護職員処遇改善加算Ⅱ			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	介護職員処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	介護職員処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ	ロ		
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	447	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ	ロ		
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠		59	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠		119	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	436	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・欠		事業対象者・要支援2	447	1回につき

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5 442単位		442 単位	1月につき	
AF	1005			高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位		
AF	1006			4 単位減算	業務継続計画未策定減算 4 単位減算		434 単位
AF	1007			業務継続計画未策定減算	4 単位減算		438 単位
AF	1002	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300	
AF	1003	委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	300	
AF	1008	介護職員等処遇改善加算	ニ 介護職員等処遇改善加算	※イからハまでの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せを記載。4つの中からいずれかを選択。	9 単位加算		
AF	1009				15 単位加算		
AF	1010				16 単位加算		
AF	1011				22 単位加算		